

木更津市告示第103号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分
ごとの規制基準

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から施行し、その関係図面は、木更津市環境部生活環境課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

木更津市長 水越勇雄

時間及び区域区分

時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	午後10時から翌朝の午前6時まで
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

- 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
- 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域並びに市街化調整区域のうち大字高柳字宮ノ前、壺貫目、水深、下花立、反町、新林、沖田、大島、望陀川原及び柳荻台の全部の地域並びに字初崎、上花立、谷原、八軒家及び柳原の一部の地域、大字本郷1丁目の一部の地域、大字

	<p>高柳 1 丁目の一部の地域、大字牛袋字高塚、午房山、図那山、新林及び谷原の全部の地域並びに字吾妻山の一部の地域、大字長須賀字沖ノ谷、三反田、上越戸及び谷田の全部の地域並びに字鍛冶ノ下、北谷原、爺田、池ノ下及び東谷の一部の地域、大字菅生字岩崎、溝下、大寄、長町、豊岡、市坪、咲美、祝崎、峯、宮前、神崎、高千穂、原前、恵崎、上台、小栗、仲田、1 丁目及び芝ノ下の全部の地域並びに字上谷の一部の地域、大字椿字宿、高橋、原田、下谷、中谷、権現下、上谷、石田及び関下の全部の地域並びに字上谷田の一部の地域、大字笹子字外原田、高橋、宮ノ下及び林崎の全部の地域、大字桜井字九反目の全部の地域並びに字沢井、峰、吉添、日月及び根本の一部の地域、大字下烏田字道添及び町田の全部の地域並びに字根崎の一部の地域、大字大久保字永江谷及び塩処の全部の地域並びに字中越、石澄、里見、鶴見、円ノ内及び勝象谷の一部の地域、大字畑字字岡清水、滝沢、八幡越及び大日向の全部の地域並びに字中清水の一部の地域、大字請西字鹿嶋塚及び平川の一部の地域、大字矢那字下田、田花咲、金谷台、鷹原、上金谷、明石口、矢畑、天神前、内山、中郷、上中郷、下中郷、野際、大原、駒原台、伊豆山、花山、田面、駒原、下村、橋本、大下、寺ノ台、露崎、上猪台、猪台、八反目、下沢田、台圃、八光殿、長作、高鳥、小長作、向井、メ引、坂下、上根田及び下名主ケ谷の全部の地域並びに字金二矢、熊ノ下、中溝、中金谷、蔵ノ下、半福、上沢田及び兎谷の一部の地域、大字草敷字下蓑ケ入、出合、下草敷谷及び上草敷谷の全部の地域、大字下郡字八幡台、間向台、梵杭谷、湯名前、上湯名下及び湯名谷の全部の地域並びに字湯名及び高塚の一部の地域、大字大稲（旧大久保）字代畑、宮ノ脇及び分目の全部の地域並びに字久保及び田丸の一部の地域、大字大稲（旧稲荷塚）字竹ノ下、野伯及び田丸の一部の地域、大字大稲字堀上の一部の地域、大字真里谷字田丸の全部の地域並びに字山王下、南山王宿、赤坂、西赤坂及び柳戸の一部の地域、大字真里字谷下、北橋本、石畑、柿ノ木及び篠崎の一部の地域、大字下内橋字諏訪原の一部の地域、大字茅野字西延谷、小作田、正木田、井戸尻、祈祷町及び久祢内の全部の地域並びに字東延谷、柳戸、京田、竹ノ下、大町、仲山田、石川原、由那向及び舞台の一部の地域、大字上望陀字与町 2 8 2 番の 1 地先から大字下望陀字芝野 4 8 0 番の 1 地先までの館山自動車道の両側 1 0 0 メートルの地域並びに大字椿字下谷田 6 8 5 番の 5 地先から大字大久保字四反目 3 6 8 番の 1 地先までの館山自動車道の両側 1 0 0 メートルの地域</p>
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）
第四種区域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び風致地区とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項並びに第8条第1項第1号及び第7号の規定により定められた区域、地域及び地区をいう。
- 2 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 3 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。